



2021年4月28日

各 位

会社名 櫻島埠頭株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松岡 眞
 (コード番号：9353 東証第2部)
 問合せ先 取締役(総務部担当) 佐藤 禎広
 TEL(代表) 06-6461-5331

役員報酬体系の改定に関するお知らせ

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、下記のとおり業務執行を伴う取締役は月額固定報酬に加え業績指標に基づく業績連動型報酬を組み入れた報酬体系といたし、取締役及び監査役の報酬総額の上限額を現行の月額による定めから年額による定めへ改定することについて、2021年6月24日開催予定の第79回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定の内容

当社の役員報酬の総額につきましては、1995年6月29日開催の定時株主総会におきまして、取締役15百万円以内、監査役5百万円以内の月額報酬額として決議されており、その範囲内で固定報酬を支給しております。

また、業務執行を伴う取締役の報酬につきましては、短期的なインセンティブも必要と考え、前期及び当期予想の業績等に対する貢献・責任を考慮した報酬への加減を行うことで、固定報酬に短期インセンティブ機能を付加しております。

この度、インセンティブ機能をより一層図るべく、業務執行を伴う取締役の報酬につきましては、月額の固定報酬に業績連動報酬を加えた報酬体系といたし、取締役の報酬総額を現行の15百万円以内の月額報酬額から180百万円以内の年額報酬額へ、監査役の報酬総額を現行の5百万円以内の月額報酬額から60百万円以内の年額報酬額へとそれぞれ変更するものであります。

なお、取締役および監査役の改定後の報酬総額は、現行の月額報酬上限額の年間総額と同額であります。

	改定案		現 行
報酬体系	年額報酬総額		月額報酬総額
報酬総額 (取締役)	180百万円以内		15百万円以内 (年額180百万円以内)
報酬総額 (監査役)	60百万円以内		5百万円以内 (年額60百万円以内)

2. 取締役の報酬等の決定方針

《取締役報酬制度の基本的な考え方》

当社を取り巻く経営環境の変化に対応するべく、業績および企業価値の向上をより一層図るためには、取締役報酬にインセンティブとしての機能を明確に備えることが必要であり、業績指標に基づく業績連動型報酬を組み入れた報酬体系とする。具体的には、業務執行を伴う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬により構成し、業務執行を伴わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

《取締役報酬の構成》

取締役の報酬等は、2021年6月24日開催予定の第79回定時株主総会にて決議する年間報酬額の範囲内で、固定報酬、業務執行を伴う取締役に限定して支給する業績連動報酬で構成する。

業績連動報酬は、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出するため、本実績の内容により流動的となるものの、構成割合は概ね0~3割とする。

業務の執行を伴わない社外取締役の報酬割合は、全額固定報酬とする。

《取締役報酬の決定方法》

(1) 固定報酬

取締役の個人別の固定報酬については、別に定めた役位別並びに勤務形態別の報酬額（基準報酬額）を基に、代表取締役社長が各人別の月額固定報酬案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

(2) 業績連動報酬

業務執行を伴う各取締役の個人別の業績連動報酬については、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出し、各人別の報酬額を決定する。

業績指標および算定方法の決定手順は、以下のとおりとする。

- ①取締役会は、業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率に関する案を作成する。
- ②諮問委員会は、その内容について意見、助言を行う。
- ③取締役会は、諮問委員会の意見、助言を踏まえて業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率を決定する。

《取締役報酬の支給時期》

(1) 固定報酬

取締役の固定報酬の支給時期については、毎月支給する。

(2) 業績連動報酬

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬については、対象事業年度の決算期末に在籍していることを条件とし、対象事業年度の株主総会開催日の翌日から1カ月を経過する日までに支給する。

《業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法》

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法については、2021年3月18日開催の取締役会にて決議した「取締役の報酬等の決定方針」及び2021年4月28日開催の取締役会にて決議した「業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に定める方法により、以下の通り算定する。

①業績指標

業績指標は、連結営業利益とする。

②業績連動報酬の支給条件及び総額の算定

業績連動報酬は、連結営業利益が一定額以上であることを条件として支給する。

業績連動報酬総額は、業績指標に対する本決算の実績に基づき算出する。

③業務執行を伴う各取締役への分配

役位毎に定めた配分率に基づき分配する。

3. 監査役の報酬等の決定方針

監査役の基本報酬については、諮問委員会の意見や助言を踏まえて、監査役の勤務形態に応じた基準報酬額に基づき、監査役の協議のうえ決定し、固定報酬のみを毎月支給する。

以 上